

栃木県総合教育会議設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項に基づき、知事と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本県教育の課題や目指す姿等を共有しながら、効果的に教育行政を推進していくため、栃木県総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（構成員）

第 2 条 会議は、知事及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第 3 条 会議は、知事が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見聴取）

第 4 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 5 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第 6 条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

（事務局）

第 7 条 会議の事務局を栃木県経営管理部文書学事課に置く。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。